

町独自の生活支援サービス(介護保険サービス以外で利用できるサービス)

町では、高齢者を対象に、心身の状態の改善と生活機能の維持・向上を目的とした町独自の生活支援サービス等を実施しており、在宅生活を送るための支援の充実を図っています。

詳しくは、岩内町役場 介護保険担当(0135-67-7085)まで お問い合わせください。

① 在宅生活支援事業（有料のもの）

生活支援指導訪問事業	(対象者)
在宅で自立した生活を送るため、家事の支援や生活習慣の改善指導及び身体介護支援のサービスを提供する訪問ヘルパーを派遣します。	高齢者で心身の虚弱のために日常生活を営むのに支障があり、支援を必要とする者 (居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者を除く)

生きがい活動支援通所事業	(対象者)
日常生活を営むのに支障があり、社会的孤立感の解消や生きがいづくりを図るため、デイサービスセンターにおいて日常動作訓練、生きがい活動、入浴、給食等のサービスを提供します。	高齢者で身体の虚弱のために日常生活を営むのに支障があり、支援を必要とする者 (居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者を除く)

生活支援短期宿泊事業	(対象者)
基本的な生活習慣の欠如や、介護を行う者の疾病等により日常生活に不安があるなど、一時的に支援を必要とする場合に、特別養護老人ホームにおいて短期間の宿泊入所サービスを提供します。	高齢者で身体の虚弱のために日常生活を営むのに支障があり、支援を必要とする者 (居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者を除く)

訪問給食サービス事業	(対象者)
食事を賄うことが困難な者の居宅を訪問し、給食を提供することにより、孤立感の解消及び健康保持・増進を図ります。	高齢者及び身体障害者で身体の虚弱等のために日常生活を営むのに支障があり、支援を必要とする者

② 生活支援サービス（無料のもの）

老人福祉センター移送サービス事業	(対象者)
老人福祉センターの利用に当たり、徒歩による来館が困難な高齢者等に対して、月曜日と木曜日、指定場所間のタクシー往復乗車サービスを1日に1回行います。	満65歳以上でタクシーの利用が必要と認められる者

車いす移送サービス事業	(対象者)
在宅の寝たきりの人や車いす利用者に対し、車いす移送車による通院や外出等の支援を行い、本人又は介護者の負担を軽減します。	在宅で車いすを利用している者及びその家族

訪問介護移送サービス事業	(対象者)
訪問介護サービスを利用する高齢者に対し、民間タクシーによる通院や外出等の支援を行い、本人又は介護者の負担を軽減します。	介護保険の訪問介護サービスを利用している者

在宅老人除排雪サービス事業	(対象者)
除排雪することが困難な高齢者のみ世帯等に対し、日常の維持、災害などの被害、家屋の損壊等を防止するため、冬期間の除排雪の援護を行います。	おおむね65歳以上の高齢者のみ世帯等で、除排雪の労力確保が困難な、町民税の非課税又は均等割のみの世帯

老人交通安全杖支給事業	(対象者)
老人の外出時に、交通事故の危険から身を守る一助とするため、道路交通の安全に配慮した杖を希望者に支給します。	満65歳以上で身体が虚弱と認められる者

③ 生活支援サービス（その他）

緊急通報システム事業	(対象者)
一人暮らし高齢者及び身体障害者の緊急時の連絡体制を整備するため、電話回線を使用した専用通報器及びペンダント型無線発信機の無償貸与（通話料等は自己負担）を行います。	・ おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者で、電話機を有し、身体上の慢性疾患等により、又は、 ・ 1 級の身体障害者手帳を所有する一人暮らしの者で、 ・ 日常生活上注意を要する状態である者

老人日常生活用具扶助事業	(対象者)
要介護老人及び一人暮らし高齢者に対し、日常生活用具の給付（有償等～電磁調理器、火災警報器、自動消火器）及び貸与（無償～老人用電話）を行います。	おおむね 65 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等

家族介護慰労金	(対象者)
在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、日常の介護の慰労として年額 1 人に 10 万円の支給を行い、介護者の精神的及び経済的負担を軽減します。	過去 1 年間にわたり要介護 4 又は 5 の状態で、介護保険サービスを受けていない認定者等を、過去 1 年間にわたり同居で介護している、町民税非課税世帯の者

このほか、岩内町社会福祉協議会においても、有償ボランティア等のサービス事業を行っております。

詳しくは[こちら（岩内町社会福祉協議会ホームページ）](#)まで。